
須坂市屋外広告物 条例のあらまし



■目 次

1. 須坂市屋外広告物条例の目的……	1	第2種規制地域……………	6
2. 屋外広告物とは……………	1	第3種規制地域……………	7
3. 屋外広告物表示禁止物件……………	2	第4種規制地域……………	8
4. 禁止屋外広告物……………	2	6. 許可申請の適用除外……………	10
5. 規制地域と屋外広告物の基準……	3	7. 許可申請手続の流れ……………	10
第1種規制地域……………	5	8. 違反等に対する罰則……………	11

1. 須坂市屋外広告物条例の目的

須坂市の良好な景観形成、風致の維持、公衆に対する危害を防止することを目的とし、本市の特性を踏まえた独自の屋外広告物に関する表示ルールを定めました。

屋外広告物法の規定に基づき、屋外広告物に関する必要な基準を須坂市屋外広告物条例で定め、2022年3月18日に交布、同年7月1日に施行となりました。

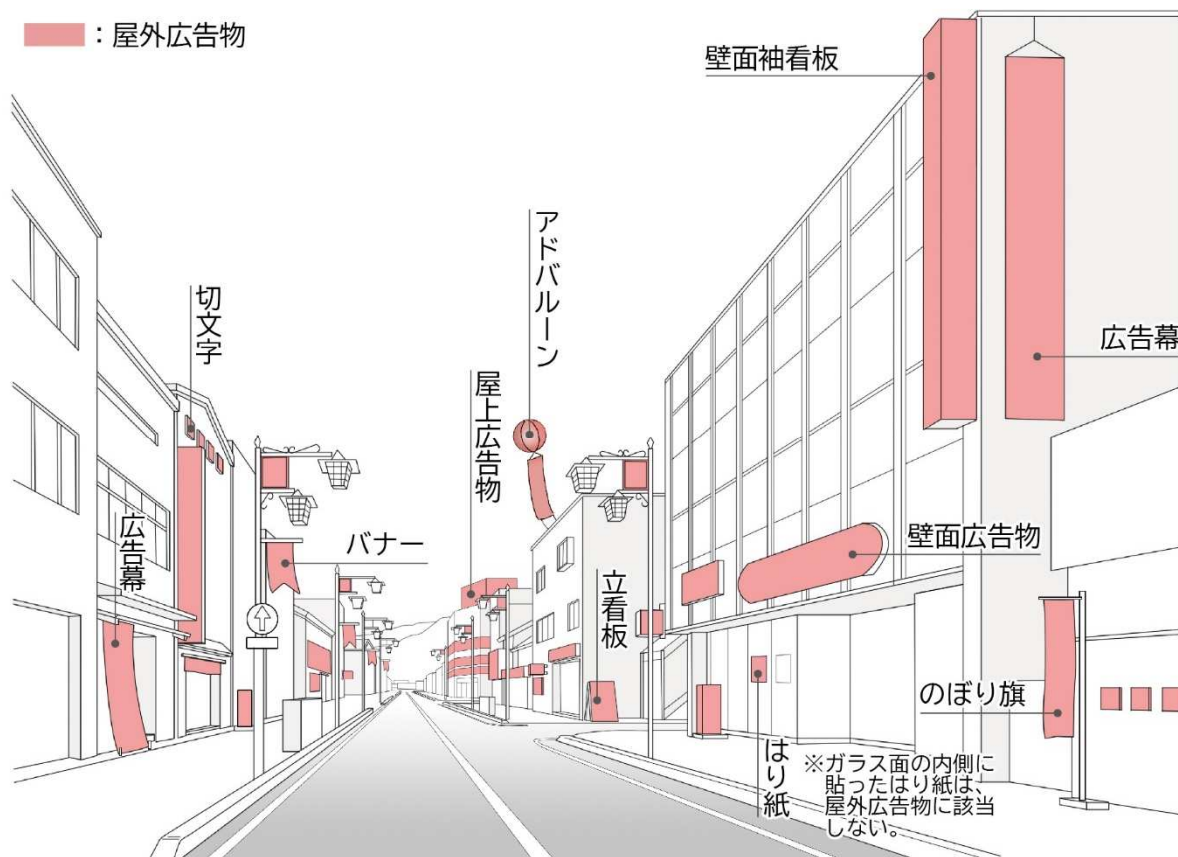
2. 屋外広告物とは

屋外広告物とは、次の4つの要件をすべて満たすもので、表示・設置する場所や形態によって、下記に示すようないくつかの種類に分類できます。

【屋外広告物の要件】

- 常時又は一定の期間継続して表示されるものであること。
- 屋外で表示されるものであること。
- 公衆に表示されるものであること。
- 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、アドバルーン、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること。

屋外広告物は、情報を提供するほか、まちのにぎわいを演出する重要な役割を果たしている一方で、無秩序に表示・設置されるとまちの景観や風致を損ねるほか、適正な維持管理が行われない場合は、倒壊や落下により公衆に危害が及ぶおそれもあるため、一定の基準に基づいた表示や管理を行う必要があります。

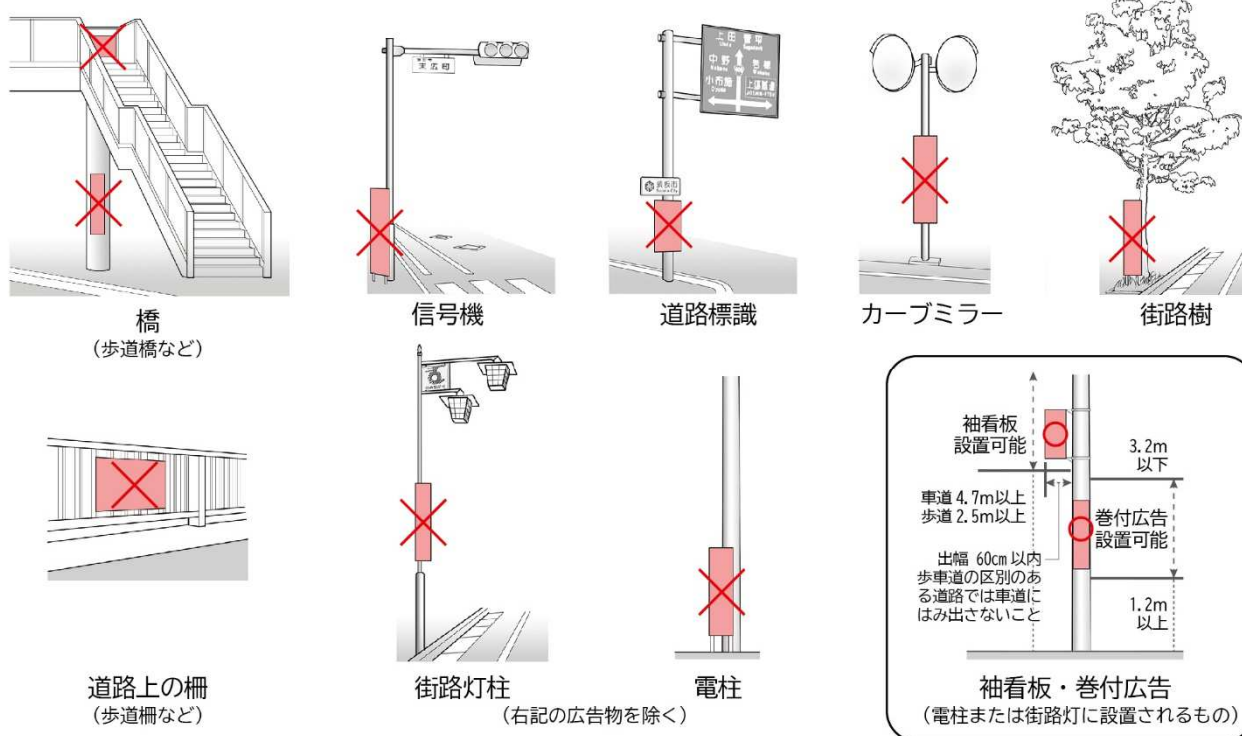


屋外広告物の種類

3. 屋外広告物表示禁止物件

次に掲げる物件へ屋外広告物を表示・設置することはできません。

- 橋、高架構造物、よう壁（道路の防護施設）
- 信号機、道路標識、カーブミラー、道路交通情報の管理施設、道路上の柵、駒止め
- 電柱及び街路灯柱（規則で定める広告物等は除く）
- 街路樹、路傍樹
- 銅像、記念碑
- 火災報知器、消火栓及び消防の用に供する望楼、警鐘台その他の施設
- 送電塔、路上変電塔、貯水塔
- 公衆電話ボックス、郵便差出箱及び信書便差出箱
- パーキング・チケット発給設備（道路交通法第 49 条第 2 項に規定する設備）
- 景観重要建造物及び景観重要樹木



屋外広告物表示禁止物件の例

4. 禁止屋外広告物

次に掲げる屋外広告物を表示・設置することはできません。

- 地色の彩度が 15 以上の色を使用したもの（保安上使用する場合を除く）
- 蛍光塗料又は夜光塗料を使用したもの（保安上使用する場合を除く）
- 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- 汚染、退色、剥離、又は破損したもの
- 屋外広告物を表示しない面が見える場合で、その面が塗装されていないもの

※地色とは、広告物に使用されている色のうち、使用面積が最大のものをいう。

5. 規制地域と屋外広告物の基準

「須坂市景観計画」に定める「景観育成重点地区」及び「沿道地域」等、地域の特性に応じた4種類の規制地域ごとに、屋外広告物の許可基準などを定めています。

【規制地域の区分】

区 分	地域の方針	具体的な地域・範囲等		基準の内容
		各地域の範囲	展望規制範囲	
第1種 規制地域	住宅環境や沿道景観に配慮し、良好な景観の形成及び風致を維持すべき地域	● 住居専用地域 ● 伝統的建造物群保存地区 ● 豊島地区地区計画 A 地区	—	p. 5
(展望規制)		—	● 高速自動車道沿い両側各 500m以内（商工業系地域 ^{※1} を除く） ● 長野須坂インター線沿い（長野市との境界から長野電鉄旧屋代線との交差点まで）両側各 50m以内（商工業系地域を除く）	
第2種 規制地域 (展望規制)	経済活動に配慮しつつ、広告物等の大きさや高さを抑え、良好な景観の形成を図る地域	—	● 第1種規制地域のうち、商工業系地域 ^{※1}	p. 6
第3種 規制地域	歴史的景観に配慮し、良好な景観の形成及び歴史的風致を維持すべき地域	● 須坂市景観計画に定める景観育成重点地区 ^{※2}	—	p. 7
第4種 規制地域	優れた沿道景観に配慮し、田園景観や良好な町並み景観の形成を図る地域	● 須坂市景観計画に定める沿道地域 ^{※3}	—	p. 8
(展望規制)		—	● 高速自動車道沿い両側 500～1000m以内	

※1 商工業系地域とは…近隣商業地域、準工業地域、工業地域及び地区計画（豊島地区地区計画を除く）の範囲を指します。

※2 景観計画に定める景観育成重点地区の指定道路の両端からそれぞれ10mの範囲を指します。

※3 景観計画に定める沿道地域の指定道路、鉄道の両端からそれぞれ30mの範囲を指します。

◆「展望規制」について

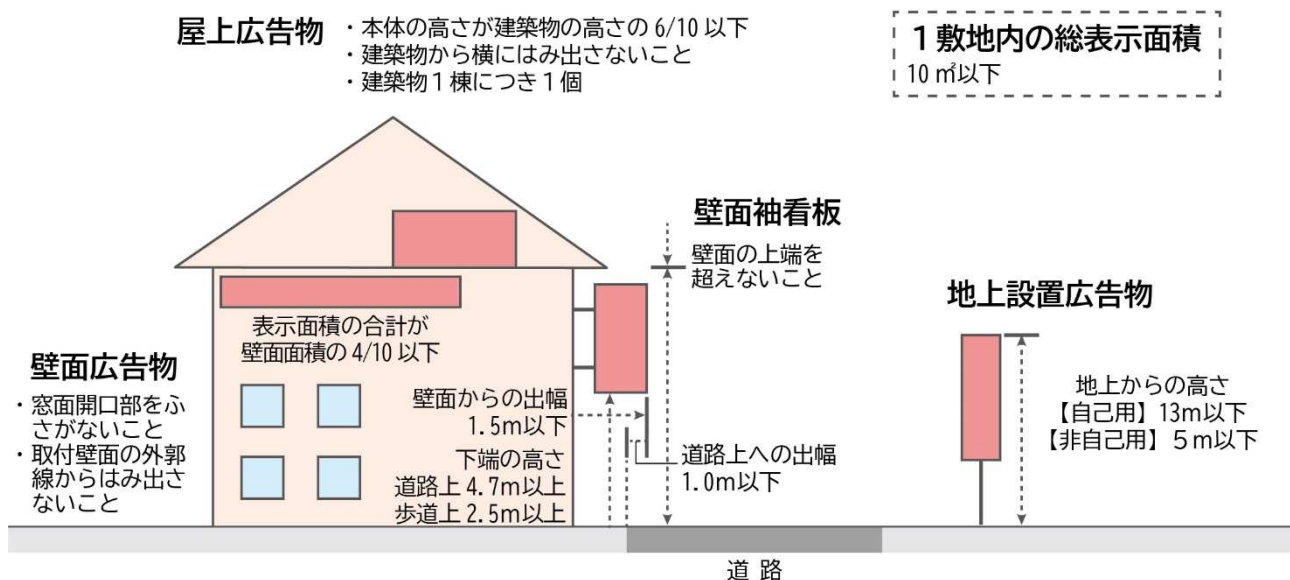
指定道路上などから明確に視認できるものが規制の対象となり、指定区域内であっても規制の対象外となる場合があります。具体的事案については、須坂市役所まちづくり課へご相談ください。

規制地域の区域図を次ページに示します。

【第1種規制地域】		
非自己用広告物の設置	禁止	
自己用広告物の設置	10㎡以下	許可申請は不要 (基準以下で設置のこと)
1敷地内の総表示面積	10㎡以下	
広告物の種類	基 準	
屋上広告物 (1建築物当たり)	● 本体の高さが建築物の高さの 6/10 以下 ● 建築物から横にはみ出さないこと ● 建築物 1 棟につき 1 個 ● 伝建地区内は建築物の高さを超えないこと	
壁面広告物 (壁面 1 面当たり)	● 表示面積の合計が広告物を表示する壁面面積の 4/10 以下 ● 窓面開口部をふさがらないこと ● 取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと	
壁面袖看板	● 壁面の上端を超えないこと ● 下端の高さ 道路上 4.7m (歩道上 2.5m) 以上 ● 壁面からの出幅 1.5m以下、道路上への出幅 1.0m以下	
地上設置広告物 (1基当たり)	【自己用広告物】 ● 高さ 13m以下 ● 伝建地区内は高さ 10m以下 (周囲の伝統的建造物の高さを超えないこと) 【非自己用広告物】 ● 長野須坂インター線に隣接する商工業系地域※1 内の事業者に関し、長野須坂インター線沿いへの非自己用広告物の掲出を許可する (許可の条件は p.9 を参照)。	
上記広告物の 共通事項	彩度	● 地色の彩度は 15 未満とする。 ● 伝建地区内は彩度 6 を超える色彩は 1 表示面積につき面積の 1 / 3 以下。
	高さ	● 都市計画法に基づく都市計画及び景観法に基づく景観計画で定める建築物の高さ制限値を超える位置には、屋外広告物を設置することができない。
	照明	● 次に掲げるものの表示面積は実際面積の 2 倍面積として扱う。 反射光のある素材、動光・点滅・ネオン、その他これらに類するもの ● 伝建地区内は反射光のある素材、動光・点滅・ネオン、その他これらに類するものを使用しないこと。 ● 照明は下向き照射とする。

※1 商工業系地域とは…近隣商業地域、準工業地域、工業地域及び地区計画 (豊島地区地区計画を除く) の範囲を指します。

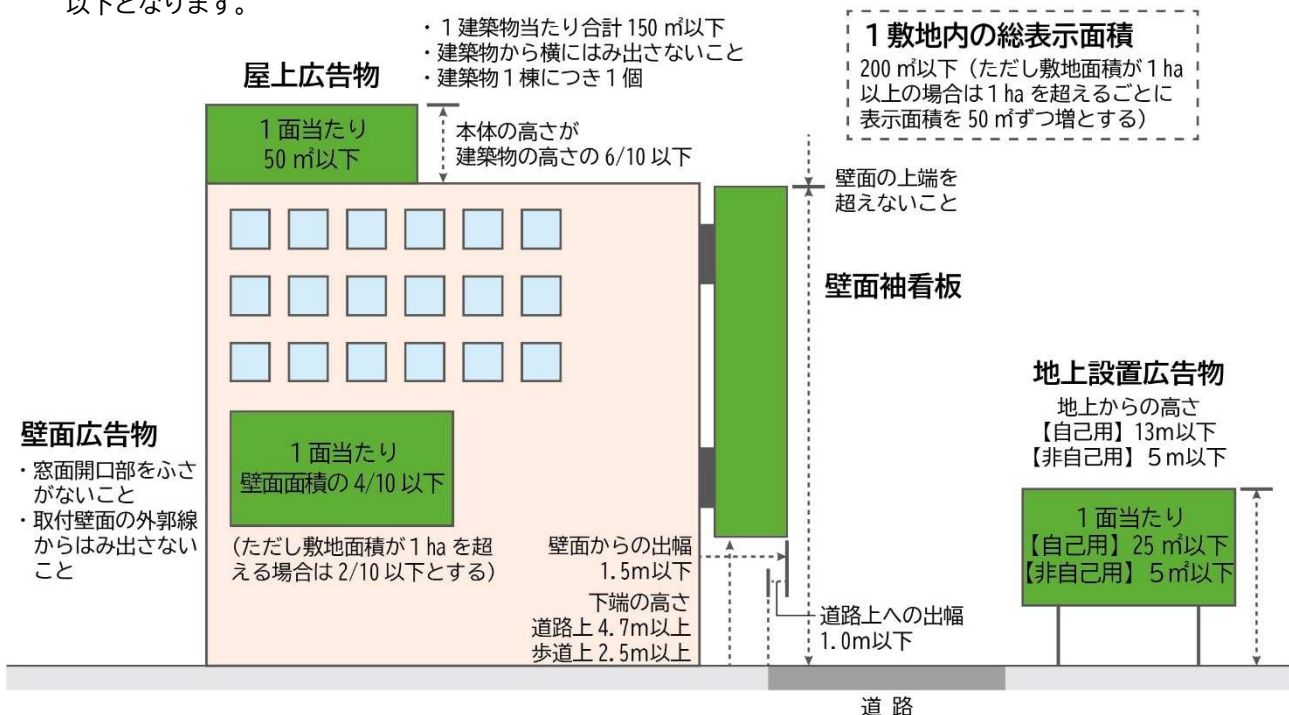
※ 第1種規制地域と第3種規制地域が重複する地域は、第1種規制地域の基準を適用。



【第2種規制地域】

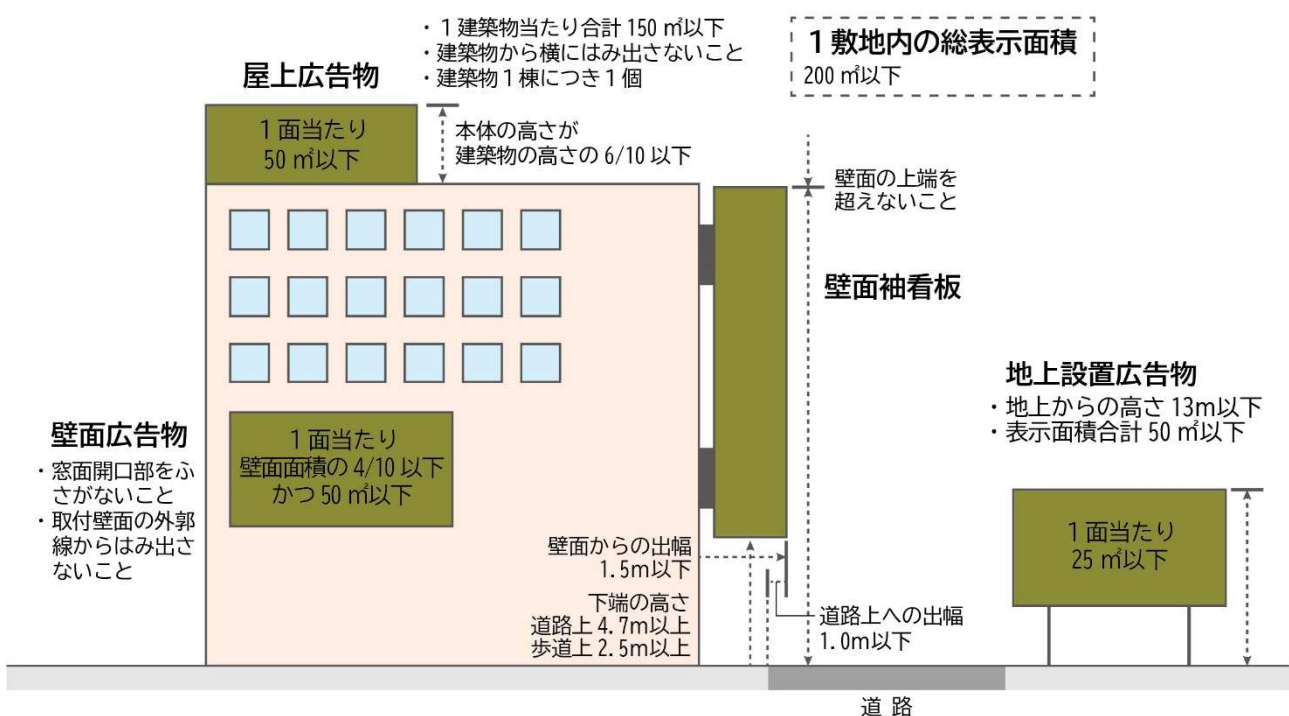
非自己用広告物の設置	許可申請が必要（同一もしくは隣接する商工業系地域※1内の事業者に限る）	
自己用広告物の設置	10㎡を超える場合は許可申請が必要 （許可申請が不要な場合も基準を満たすこと）	
1敷地内の総表示面積	200㎡以下（ただし敷地面積が1ha以上の場合は1haを超えるごとに表示面積を50㎡ずつ増とする）※2	
広告物の種類	基 準	
屋上広告物 （1建築物当たり）	● 建築物1棟につき1個 ● 本体の高さが建築物の高さの6/10以下	● 1面当たりの表示面積50㎡以下かつ合計150㎡以下 ● 建築物から横にはみ出さないこと
壁面広告物 （壁面1面当たり）	● 表示面積の合計が広告物を表示する壁面面積の4/10以下 （ただし敷地面積が1ha以上の場合は2/10以下とする）	● 窓面開口部をふさがないこと ● 取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと
壁面袖看板	● 壁面の上端を超えないこと ● 下端の高さ 道路上4.7m（歩道上2.5m）以上	● 壁面からの出幅1.5m以下 ● 道路上への出幅1.0m以下
地上設置広告物 （1基当たり）	【自己用広告物】 ● 地上からの高さ13m以下 ● 1面当たりの表示面積25㎡以下 ● 表示面積合計50㎡以下	【非自己用広告物】 ● 同一もしくは隣接する商工業系地域内に限り、条件を満たすものについて非自己用広告物の掲出を許可する（許可の条件はp.9を参照）。
上記広告物の 共通事項	彩度	● 地色の彩度は15未満とする。
	高さ	● 都市計画法に基づく都市計画及び景観法に基づく景観計画で定める建築物の高さ制限値を超える位置には、屋外広告物を設置することができない。
	照明	● 次に掲げるものの表示面積は実際面積の2倍面積として扱う。 反射光のある素材、動光・点滅・ネオン、その他これらに類するもの ● 照明は下向き照射とする。

- ※1 商工業系地域：近隣商業地域、準工業地域、工業地域及び地区計画（豊島地区地区計画を除く）の範囲を指します。
 ※2 例えば敷地面積が5.5haの場合、1敷地内の総表示面積は $200\text{㎡} + (6\text{ha}(5.5\text{haを切り上げ}) - 1\text{ha}) \times 50\text{㎡} = 450\text{㎡}$ 以下となります。

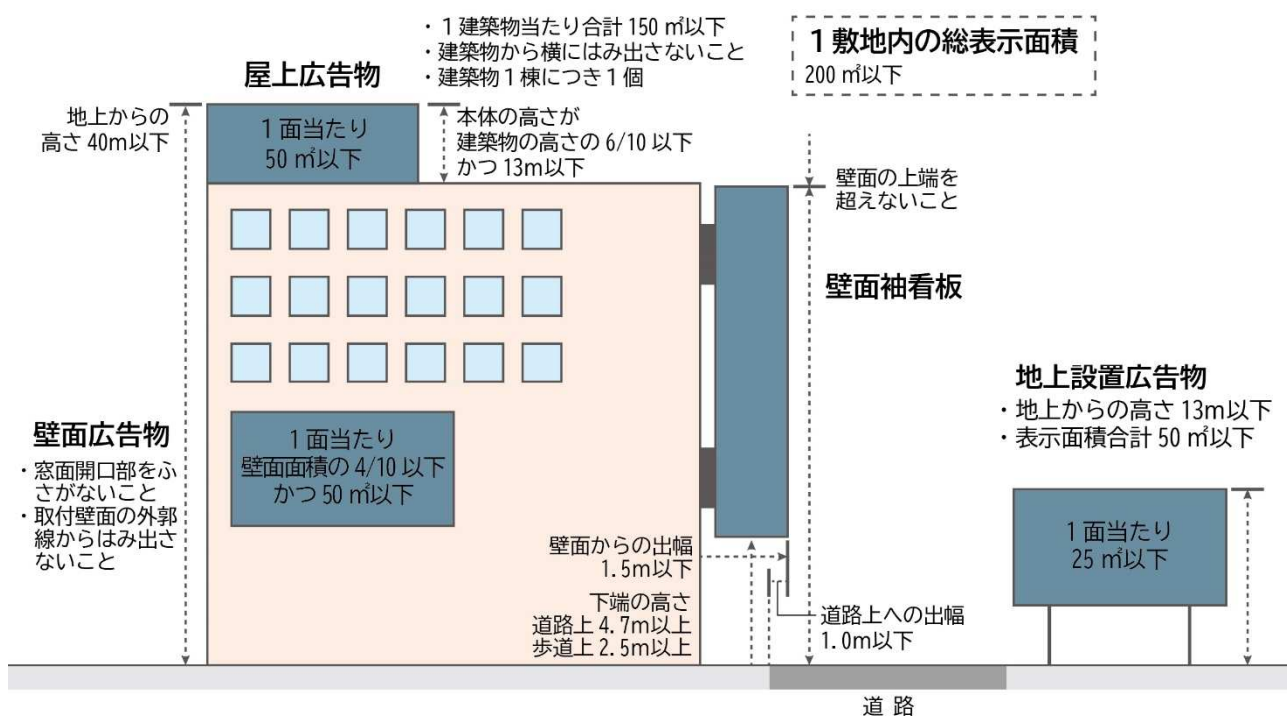


【第3種規制地域】

非自己用広告物の設置	許可申請が必要
自己用広告物の設置	15 m ² を超える場合は許可申請が必要 (許可申請が不要な場合も基準を満たすこと)
1 敷地内の総表示面積	200 m ² 以下
広告物の種類	基 準
屋上広告物 (1 建築物当たり)	● 本体の高さが建築物の高さの 6/10 以下 ● 1 面当たりの表示面積 50 m²以下かつ合計 150 m²以下 ● 建築物から横にはみ出さないこと ● 建築物 1 棟につき 1 個
壁面広告物 (壁面 1 面当たり)	● 表示面積の合計が広告物を表示する壁面面積の 4/10 以下かつ 50 m²以下 ● 窓面開口部をふさがらないこと ● 取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと
壁面袖看板	● 壁面の上端を超えないこと ● 下端の高さ 道路上 4.7m (歩道上 2.5m) 以上 ● 壁面からの出幅 1.5m以下 ● 道路上への出幅 1.0m以下
地上設置広告物 (1 基当たり)	● 地上からの高さ 13m以下 ● 1 面当たりの表示面積 25 m²以下かつ表示面積合計 50 m²以下
上記広告物の 共通事項	彩度 ● 地色の彩度は 15 未満とする。 ● 彩度 6 を超える色彩は 1 表示面積につき面積の 1/3 以下
	高さ ● 都市計画法に基づく都市計画及び景観法に基づく景観計画で定める建築物の高さ制限値を超える位置には、屋外広告物を設置することができない。
	照明 ● 次に掲げるものを使用しない。 反射光のある素材、動光・点滅・ネオン、その他これらに類するもの ● 照明は下向き照射とする。



【第4種規制地域】	
非自己用広告物の設置	許可申請が必要
自己用広告物の設置	15㎡を超える場合は許可申請が必要 (許可申請が不要な場合も基準を満たすこと)
1敷地内の総表示面積	200㎡以下
広告物の種類	基 準
屋上広告物 (1建築物当たり)	● 本体の高さが建築物の高さの 6/10 以下かつ 13m以下 ● 地上からの高さ 40m以下 ● 1面当たりの表示面積 50㎡以下かつ合計 150㎡以下 ● 建築物から横にはみ出さないこと ● 建築物1棟につき1個
壁面広告物 (壁面1面当たり)	● 表示面積の合計が広告物を表示する壁面面積の 4/10 以下かつ 50㎡以下 ● 窓面開口部をふさがないこと ● 取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと
壁面袖看板	● 壁面の上端を超えないこと ● 下端の高さ 道路上 4.7m (歩道上 2.5m) 以上 ● 壁面からの出幅 1.5m以下 ● 道路上への出幅 1.0m以下
地上設置広告物 (1基当たり)	● 地上からの高さ 13m以下 ● 1面当たりの表示面積 25㎡以下かつ表示面積合計 50㎡以下
上記広告物の 共通事項	彩度 ● 地色の彩度は 15 未満とする。
	高さ ● 都市計画法に基づく都市計画及び景観法に基づく景観計画で定める建築物の高さ制限値を超える位置には、屋外広告物を設置することができない。
	照明 ● 次に掲げるものの表示面積は実際面積の2倍面積として扱う。 反射光のある素材、動光・点滅・ネオン、その他これらに類するもの ● 照明は下向き照射とする。



【その他広告物の許可基準】

その他の広告物は、全規制地域共通で下記の基準を満たすものとします。

広告物の種類	基 準
アドバルーン	● 幅 1.5m以下、縦 13m以下 ● 地上からの高さ 気球上端まで 40m以下
バナー、のぼり旗	● 大きさ 幅 0.6m以下、縦 1.8m以下 ● 地上からの高さ 上端まで 3 m以下
はり紙、はり札等広告	● 表示面積 1 ㎡以下 ● 同一のものを 2 枚以上続けて貼り付け禁止
立看板	● 表示面積 1 ㎡以下、合計 2 ㎡以下 ● 地上からの高さ 上端まで 2 m以下
広告幕	● 表示面積 30 ㎡以下

【第 1 種・第 2 種規制地域内の案内のための許可基準】

著名な地点又は公共的な施設への案内のために表示し、又は設置するものは、下記の基準を満たすものとします。

項 目		基 準
表示内容		名称、方向及び距離等案内上の必要事項を表示したもの
表示方法	表示面積	1 面で 0.5 ㎡以下かつ全面で 1 ㎡以下（条例第 7 条 1 項 1 号イに掲げる地域にあっては、1 面 2 ㎡以下かつ合計 4 ㎡以下）。ただし、2 以上の地点又は施設への案内のための広告物等にあっては、当該面積に当該地点又は施設の数に乗じて得た面積以下とする。
	高 さ	5 m以下
	色 彩	地色の彩度 8 未満
	その他	反射光のある素材、動光・点滅・ネオン、その他これらに類するものを使用しないこと
個 数		1 地点又は 1 施設について第 1 種・第 2 種規制地域内における表示又は設置の箇所が 2 個以内

【第 1 種・第 2 種規制地域内の非自己用広告物の許可基準】

第 1 種規制地域内において、長野須坂インター線に隣接する商工業系地域内の事業者に関し、以下の条件を満たすものについて非自己用広告物の掲出が可能です。

また、第 2 種規制地域内において、同一もしくは隣接する商工業系地域内に限り、以下の条件を満たすものについて非自己用広告物の掲出が可能です。

広告物の種類	基 準
地上設置広告物 （1 基当たり）	● 地上からの高さ 5 m以下 ● 1 面当たりの表示面積 5 ㎡以下かつ合計 10 ㎡以下 ● 彩度 6 を超える色彩は 1 表示面積につき面積の 1/3 以下 ● 表示内容は案内誘導広告物に限る ● 反射光のある素材、動光・点滅・ネオン、その他これらに類するものを使用しないこと ※他者敷地への案内誘導広告物は自己用広告物と同様に、1 敷地内の総表示面積に含む。 ※第 1 種規制地域内においては、1 地点又は 1 施設につき 2 基以内とする。

6. 許可申請の適用除外

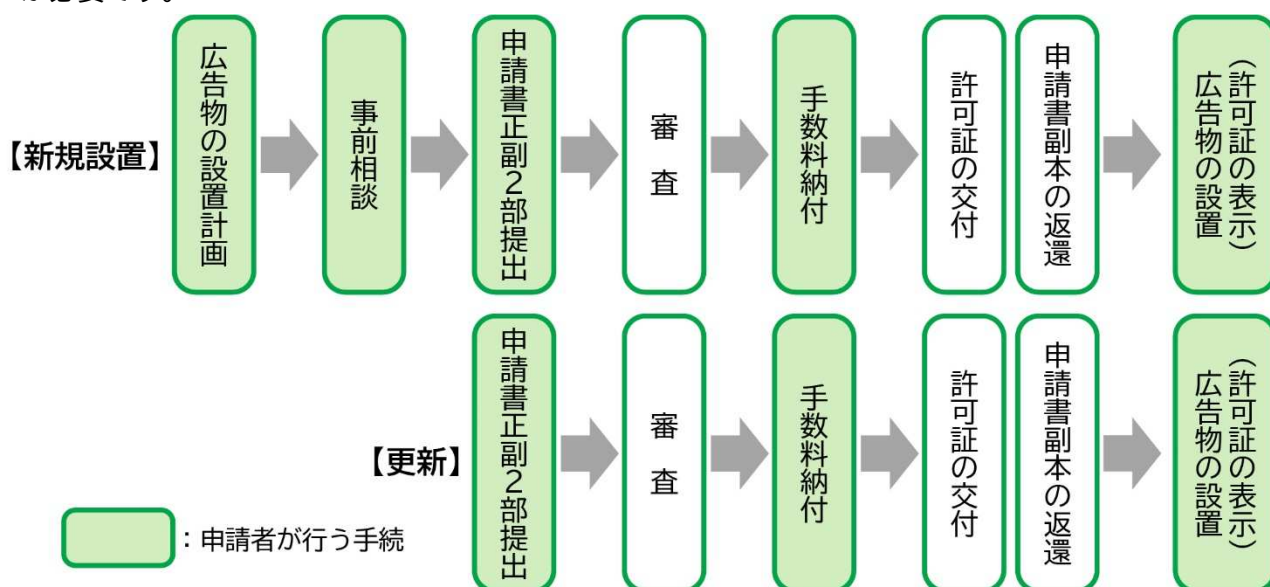
自己用広告物に限り、規制地域ごとに定める面積以下のものは許可を受けずに設置することができます。

項 目	第1種規制地域	第2種規制地域	第3種規制地域	第4種規制地域
1敷地当たりの表示面積の合計	10㎡以下	10㎡以下	15㎡以下	15㎡以下

7. 許可申請手続の流れ

須坂市内で屋外広告物を表示・設置する場合、須坂市屋外広告物条例に基づく手続が必要です。

また、条例の施行前から表示・設置されていたものも、塗り替え・修繕等の改造を行う際には手続が必要です。



【手数料の算定】

許可申請には、広告物の種類や大きさに応じて、下表に示す金額の手数料が必要となります。

広告物の種類	大きさ	金 額
広告板類・広告塔類・ 広告幕類・立看板類・ アーチ類	面積 2㎡未満のもの	800 円
	面積 2㎡以上 5㎡未満のもの	1,300 円
	面積 5㎡以上 10㎡未満のもの	2,100 円
	面積 10㎡以上 15㎡以下のもの	4,100 円
	面積 15㎡を超えるものは5㎡ごとに	4,100 円に 800 円ずつ加えた額
特殊装置のもの (ネオンサイン、 イルミネーション等)	面積 5㎡未満のもの	1,500 円
	面積 5㎡以上 10㎡未満のもの	2,300 円
	面積 10㎡以上 15㎡以下のもの	4,500 円
	面積 15㎡を超えるものは5㎡ごとに	4,500 円に 800 円ずつ加えた額
アドバルーン	1個につき	3,200 円
はり紙・はり札	10枚につき(10枚未満の端数があるときは10枚に切り上げる)	100 円

手数料は広告物の面積に応じた金額を納付してください。各種広告物における面積の算定方法は以下のとおりです。

	広告物の種類	算定方法
各種広告物における面積の算定方法	屋上広告物	1 基ごと
	壁面広告物	壁面 1 面ごと
	壁面袖看板	1 基ごと
	地上設置広告物	1 基ごと

各種面積に応じた金額は以下のとおりです。

面 積	照明無の場合	照明有の場合
2 ㎡未満	800 円	1,500 円
2 ㎡以上 5 ㎡未満	1,300 円	1,500 円
5 ㎡以上 10 ㎡未満	2,100 円	2,300 円
10 ㎡以上 15 ㎡以下	4,100 円	4,500 円
15 ㎡を超え 20 ㎡以下	4,900 円	5,300 円
20 // 25 //	5,700 円	6,100 円
25 // 30 //	6,500 円	6,900 円
30 // 35 //	7,300 円	7,700 円
35 // 40 //	8,100 円	8,500 円
40 // 45 //	8,900 円	9,300 円
45 // 50 //	9,700 円	10,100 円
以降 5 ㎡ごと	+800 円ずつ加算	+800 円ずつ加算

8. 違反等に対する罰則

屋外広告物条例に違反した場合、50 万円以下の罰金に処せられる場合があります。

罰金の額	違反等の内容
50 万円	● 条例第 20 条第 1 項の規定による市長の命令に違反して、広告物等の除却その他必要な措置を取らなかった者
30 万円以下	● 条例第 4 条第 1 項の規定に違反して、同項に掲げる物件※1 に広告物等を表示し、又は設置した者 ● 条例第 8 条第 1 項の規定に違反して、市長の許可を受けないで広告物等を表示し、設置し、又は改造した者 ● 条例第 9 条第 3 項の規定に違反して、許可の更新を受けないで広告物等を表示し、又は設置した者 ● 条例第 10 条第 1 項の規定に違反して、市長の許可を受けないで広告物等を変更し、若しくは改造し、又は移転した者
20 万円以下	● 第 20 条第 2 項の規定による市長の命令に違反して、広告物等の改造その他必要な措置をとらなかった者 ● 第 24 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

※1 同項に掲げる物件とは、p.2 屋外広告物表示禁止物件を指します。

問い合わせ先： 須坂市まちづくり推進部まちづくり課
〒382-8511 須坂市大字須坂 1528-1
TEL 026-248-9007(課専用) FAX 026-248-9040
メール s-machidukuri@city.suzaka.nagano.jp



2022 年 3 月初版発行
2024 年 4 月第 2 訂版発行